



24 水地環第 447 号

平成 24 年 12 月 21 日

愛知県環境審議会

会長 加藤 雅信 様

愛知県知事 大村 秀章



伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の環境
基準点の選定について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づく公共用
水域及び地下水の水質測定計画に定める伊勢湾における「水生生物の保全に係
る水質環境基準」の環境基準点（案）について、同法第21条第1項の規定によ
り、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部水地盤環境課

調査・計画グループ

電話 052-954-6220（ダイヤルイン）

説明

平成15年11月5日付け環境省告示第123号により、水質汚濁に係る環境基準に「水生生物の保全に係る水質環境基準」が定められ、平成24年11月2日付け環境省告示第160号により、伊勢湾における当該環境基準の水域類型が指定されました。

これにより、水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質測定計画において、同水域における当該環境基準の達成状況を評価する地点となる環境基準点を選定し、定める必要があります。

については、水質測定計画に定める環境基準点を別添のとおり定めることについて、同法第21条第1項で定める公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項であり、貴審議会の意見を伺うものです。

参考

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第15条 都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

第16条第1項 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

第21条第1項 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるものとする。

伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の環境基準点（案）

水域名	類型	環境基準点	北緯			東経			備考
			度	分	秒	度	分	秒	
伊勢湾	生物 A	N - 2	35	01	26	136	50	49	既存
		N - 3	34	59	08	136	48	40	
		N - 4	34	58	45	136	47	09	
		N - 6	34	58	39	136	44	55	
		N - 7	34	53	24	136	44	49	
		N - 8	34	45	12	136	44	49	
		N - 9	34	37	12	136	52	49	
		N - 1 3	34	40	12	136	50	38	
伊勢湾（イ）	生物特 A	N - 1 4	名古屋市港区藤前 2 丁目地先						新規
伊勢湾（ハ）	生物特 A	N - 5	34	53	24	136	49	13	既存
伊勢湾（ホ）	生物特 A	N - 1 5	34	40	12	136	57	01	新規

参考 1 海域における「水生生物の保全に係る水質環境基準」

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
			全亜鉛	ノニルフェノール
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下

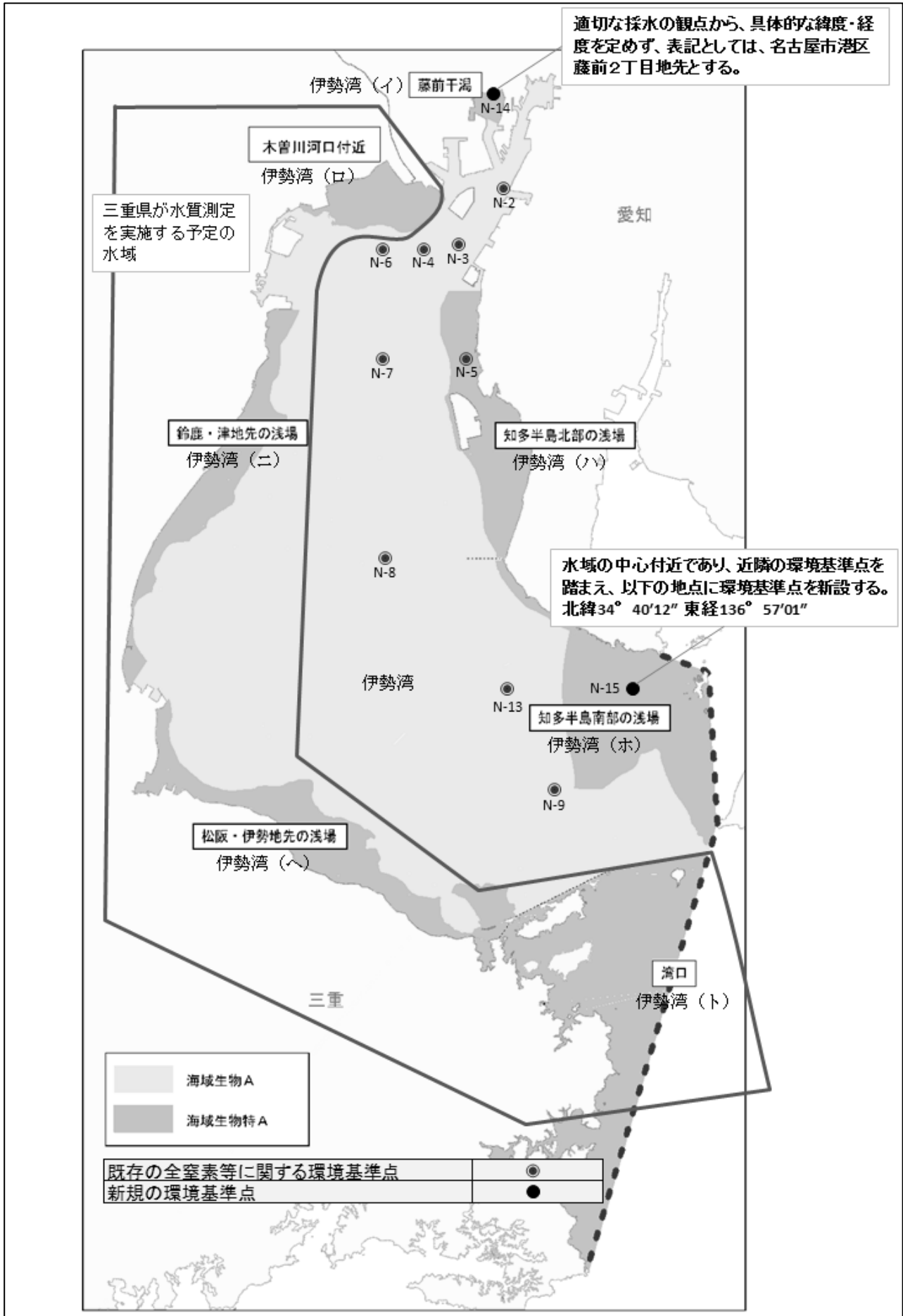
（平成 15 年 11 月 5 日付け環境省告示第 123 号）

参考 2 水質環境基準の選定方針

環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成 13 年 5 月 31 日環境省通知）

- ア 水生生物の生息状況等を勘案すること
- イ 既存の環境基準点・補助点を活用すること
- ウ 水域の状況を適切に把握できること

参考3 伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の環境基準点





平成24年12月26日

愛知県環境審議会

水質部会長 小嶋 仲夫 様

愛知県環境審議会

会長 加藤 雅信



伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の
環境基準点の選定について（通知）

平成24年12月21日付け24水地環第447号の知事からの諮問について、貴部
会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担 当 愛知県環境審議会事務局
(愛知県環境部環境政策課
法規・融資・補償グループ)
電 話 052-954-6209(ダイヤル)